

入札・契約の流れをご紹介します。

■入札・契約の流れ

壱岐市の公共工事等の発注に係る入札は、原則「制限付き一般競争入札」の方式により執行しています。

ここではその一連の流れをご紹介します。

入札前



事業執行の決裁	各事業担当課は、当年度に予算計上された様々な事業（建設工事のほか、業務委託等も含む）を執行するにあたり、毎回、決裁権者（市長、副市長、部長等）により決裁を受けます。	
	これらの発注案件のうち、以下の金額のものは随意契約によることができる」とされ、これを超えるものは特に理由のない限り原則として入札に付します。	
	<u>随意契約の範囲</u>	
	○工事又は製造の請負	200万円以下
	○財産の買入れ	150万円以下
	○物件の買入れ	80万円以下
	○財産の売払い	50万円以下
	○物件の貸付け	30万円以下
	○その他（業務委託等）	100万円以下



入札公告	担当課は、以下の項目を記載した入札公告を入札情報システムまたは、壱岐市ホームページに掲載します。	
	○入札に付す工事（業務）の名称、場所等	
	○入札参加要件	
	○入札参加資格申請書の提出期限	
	○入札の日時、場所	
	○その他の注意事項	



制限付き一般競争 入札参加確認通知	担当課は、業者から提出された入札参加資格申請書等の審査を行い、制限付き一般競争入札参加確認通知書により通知します。
----------------------	---



見積期間	参加資格確認通知の翌日から入札日の前日までの期間を見積期間とし、建設業法等に基づき以下の日数を設けます。 建設業法第20条第4項及び建設業法施行令第6条に基づく見積期間 <table><tr><td>○500万円未満の工事等</td><td>1日以上</td></tr><tr><td>○500万円以上5,000万円未満の工事等</td><td>10日以上</td></tr><tr><td>○5,000万円以上の工事等</td><td>15日以上</td></tr></table> ※壱岐市では500万円未満の工事であっても、5日間の見積期間を設けています。	○500万円未満の工事等	1日以上	○500万円以上5,000万円未満の工事等	10日以上	○5,000万円以上の工事等	15日以上
○500万円未満の工事等	1日以上						
○500万円以上5,000万円未満の工事等	10日以上						
○5,000万円以上の工事等	15日以上						



入札当日 ※以下電子入札以外



受付	入札（開札）執行は、入札公告で示した日時、場所にて行います。
----	--------------------------------



委任状の提出	入札に先立ち、代表者以外の者（代理人）が入札を行う業者には、委任状の提出を求めます。
--------	--



受付	本市では、入札は2回までとしています。
----	---------------------



落札者の決定	入札書に記載された各業者の入札価格を比較します。通常、入札価格の最も低かった者が落札者となります。
--------	---



入札後



契約の締結	落札者（受注業者）と契約を締結します。契約締結日は落札通知の日より7日以内に締結が必要です。 <u>市から落札者（受注業者）への通知</u> ○監督職員決定通知書
-------	--

契約の締結	<u>落札者（受注業者）から市への提出書類</u> ○ 竜崎市建設工事標準請負契約書（請負金額130万未満は請書で可） ○ 契約保証金の納付又は履行保証証券等 ○ 工程表 ○ 現場代理人等決定通知書 ○ 労働保険納入証明（写） ○ 建退共掛金収納書（A 4 版の用紙に貼付） ○ 建設業労災補償共済制度加入証明書（請負金額30万円未満は免除）
-------	--



着工	工事着手日（着工日）は契約締結日と同日とします。（余裕期間制度が設定されている場合を除く。）
----	--



入札結果の公表	入札終了後、結果については随時公表しています。
---------	-------------------------